

令和2年度 第7回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和2年12月17日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】 それでは、ただいまより令和 2 年度第 7 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】 皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

事前にお送りをした資料ですが、資料 3 3 から資料 3 9 の 6 件の資料と、情報セキュリティアドバイザー意見一覧を事前にお送りしております。そして、机上に本日追加資料といたしまして、前回お諮りをいたしました障害者福祉サービス事業所及び介護サービス事業所の職員に対する新型コロナウイルス感染症の PCR 検査業務の委託に関する追加確認事項について配付をさせていただきます。これはこの後説明させていただきます。また、各案件の説明の際に、それぞれ使用する資料を担当課長より説明させていただきますので、そのときに確認いただければと思います。

まず、前回審議会においてご了承はいただいておりますが、障害者福祉課と介護保険課案件の PCR 検査業務の追加確認事項について、事務局から説明させていただきます。

本日机上配付させていただいた資料をご覧ください。前回、この PCR 検査業務の委託に当たりまして、様々なご意見、確認をしてほしいという、ご意見をいただいたところでございます。追加確認事項として、大きく 4 点いただいているところです。

まず 1 つ目、個人情報を含むメールのやり取りが、前回説明した業務のフローの中にあっただけですが、伊藤陽平委員から、メールでのやり取りの頻度や、やり方の見直しについてご指摘をいただいたところです。

まず 1 点目、検査前の受診者リストを事業所のほうから NCGM に送るメール、それから NCGM から区に送るメールのタイミングがございました。ご指摘を受け検討した結果、メール送信そのものを行わないということにさせていただきました。各事業所においてのみ受診者リストを管理すればよいということになり、不要なメールのやり取りそのものは行わないスキームに見直しました。

(2) 検査後の検査結果データのメール送信についても同様のご指摘がありました。メールでのやり取りは、ア、新型コロナウイルス検査センターから NCGM へのメール、イ、NCGM から各事業所へのメール、ウ、NCGM から区へのメールがございます。基本的に、これを全くなくすというのはなかなか難しいということで、アからウまでのメール送信の頻度をこ

れまでは検査結果が出た都度ということになっておりましたものを、検体を送付するタイミングを5つ程度のグループに分けることで、随時ではなく、ある程度メール送信頻度を下げ、送信するタイミングで、双方で確認をとるということで対応したいと報告が上がっております。

それから大きな2つ目、区から事業所への事業案内についてです。NCGMでの研究活用については、区もある程度関わりを持って事業所へ説明すべきというご意見をいただきました。それについては、別紙、ホチキスどめで、「事業所への事業案内文の抜粋」をつけさせていただいております。こちら、点を3つつけさせていただいておりますが、まず1つ目の点、この研究の事業については、NCGMで研究活用したいとの申出があり、区が了承していること。それから、これらの研究に使う情報については、氏名などの情報は含まれないことと、情報の取扱いは、国の定める人を対象とする臨床研究に関する倫理指針にのっとり管理を行うこと。それから2つ目については、あくまでもこれは本人の同意に基づくものであるということ。同意をしない場合には、NCGM宛てにお申し出くださいということを明記しております。3つ目は、同意しない場合であっても、受検していただける案内を、区からの案内文でもお示しをしております。

恐れ入ります、ホチキスどめの2ページ目をご覧ください。3番目のNCGMから各事業所へのご案内についてです。こちらについては、NCGMにNCGM以外の他の研究機関に情報提供がないこと、それから同意のとり方は、同意しない方が意思表示をするオプトアウト手続であること、また、その連絡先について明記することなどを確認しております。

通知文については、記載のアからカまでの項目について明記をするということを、介護保険課で確認してございます。

また4番目、NCGMに適用される法令についてです。三雲委員からご質問があった際に、お答えができず、大変申し訳ございませんでした。

NCGMについては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が適用されます。これは「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」と同様、非識別加工の仕組みが入ってございます。その上で、NCGMに確認をしたところ、非識別加工の仕組みができる状態であったとしても、一切の提供を行わないということで確認をとらせていただきました。

報告は以上でございます。

【会長】今の報告事項について、何かご質問かご意見はありますか。木もと委員。

【木もと委員】1点だけお伺いします。検査結果データの送信についてです。随時の送信から、5つ程度のグループに分けてということでしたが、これにより、例えば感染者が出た場合の通

知が極端に遅くなるようなことはない範囲であるのかどうか。その1点だけ確認させてください。

【会 長】分かればどうぞ。事務局。

【区政情報課長】介護保険課から聞いていますのは、要再検査、唾液ではなく正式のPCR検査を受ける必要がある方については、個別に電話で至急連絡をとるということで伺っております。遅くならない対応をとるということで伺っております。

【会 長】よろしいですか。

【木もと委員】はい。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】 この案内文を見ると、オプトアウトは検査を受けるときにできるわけではなくて、1回、全部情報は一括して、NCGMに送り、その後、NCGMから後日送ってくる案内文に従ってオプトアウトしてくださいということになっています。既にいろいろ準備されている中で、後日で済むのかどうかです。そもそも検査を受けることは希望するけれども、自分の情報は研究に使ってほしくないということを、最初のタイミングで言えるチャンスを確保してもいいのではないかと思います。そのあたり、いかがでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】私の説明が分かりにくくて、申し訳ございません。この事業所へのご案内について送ったのは、12月10日前後と聞いてございます。説明会を実施し、そのときに説明したそうなのですが、その時点から、後日という意味で、必ず検査の前にNCGMから直接事業所のほうに案内文を送ると伺っております。実際の初回の第1グループの検査が20日過ぎと聞いてございますので、来週のいずれかの日から検査が開始になりますので、来週早々にはNCGMから送られるのではないかと考えております。

【会 長】よろしいですか。ほかに質問かご意見はございますか。

ないようでしたら、議題に入ります。説明される方は、資料を読み上げるのではなく、要点も説明して、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

それでは、まず資料33「新宿区立学校の学校徴収金に係る自動払込情報の送受信のための外部結合について（品目及び対象の拡大等）」であります。それでは説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【学校運営課長】学校運営課長でございます。よろしく申し上げます。

資料の確認でございます。まず資料33、「事業の概要」、1枚おめくりいただきますと、「別

紙（電子計算機の外部結合関係）」という資料でございます。その次に、「学校徴収金口座引落しに係る個人情報の流れ」というフロー図が資料33-1でございます。続きまして、参考資料としまして、33-1で「カード型ハードトークンについて」という資料を添付してございます。資料については以上でございます。

では、説明を始めさせていただきます。新宿区立学校が徴収しております学校徴収金、給食費、それから教材費等についてです。現在、小学校の給食費につきましては、ゆうちょ銀行が提供しておりますインターネットの転送サービスを利用しておりますが、それ以外の学校徴収金、教材費、卒業アルバム費等につきましては、DVDを利用したデータをゆうちょ銀行のほうに持ち込み、口座引落しを実施している取扱いとなっております。

まず、小学校の給食費において実施しておりますゆうちょ銀行が提供するインターネット転送サービス、現行のサービスでございますが、こちらは令和4年3月をもって利用できなくなるということがございます。また、それ以外の学校徴収金で利用しておりますDVDの持ち込みによる口座引落しでございますが、DVDにデータを入れるためのアプリケーションソフトを今後更新しないことが、ゆうちょ銀行から示されてございます。こうしたことから、新たなゆうちょ銀行のサービスであるゆうちょBizダイレクトサービスに移行するというものでございます。

資料33の2ページ目に記載のとおり、今後は全ての学校徴収金の品目において、インターネットバンキング「ゆうちょBizダイレクト」による徴収方法を、全ての区立学校、中学校及び特別支援学校で実施するものでございます。

ただいまご説明しました現行と変更後につきましては、3ページの表のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、新宿区立学校の学校徴収金に係る自動払込情報の送受信のための外部結合についてでございます。こちら、結合される情報項目でございますが、新宿区立学校に在席する児童・生徒の保護者に係る情報項目としまして、ゆうちょ銀行の口座の記号番号、氏名、学校徴収金の引落とし金額、番号、自動払込処理結果というものでございます。

結合の相手方は、株式会社ゆうちょ銀行となっております。

結合する理由としましては、先ほど説明しましたとおり、1番目が現行のサービスが終了するという事。それから2番目の理由が、新たなデータ作成用のパソコンソフトが配布される予定がないということでございます。

結合の形態でございますが、インターネット回線を介して、ゆうちょ銀行の伝送サイト、ゆうちょBizダイレクトにアクセスする。送信内容は、256bitSSL方式より暗号化を

行うというものでございます。

結合の開始時期につきましては、令和3年4月1日を予定してございます。

運用上の対策でございますが、伝送専用サイトの利用者権限を担当者ごとに設定し、登録者が作成した登録したデータを承認者が確認・承認を行った上で、送信者が送信するというもの。それから、個人情報に記載した書類及びカード型ハードトークンについては、施錠できるキャビネットに保管するというものでございます。

続きまして、資料33-1のフロー図をご覧ください。まず、一番左上でございますが、保護者から口座引落しの申込書の提出がございまして、こちらは、学校を通じてゆうちょ銀行に提出していくという流れになってこようかと思っております。その後、口座引落しの申込書の写しについて、学校のほうにも送付され、学校でも鍵付きキャビネットに管理文書について保管する予定でございます。

その後、口座引落としデータの作成を学校のほうで行い、⑤口座引落としデータアップロード、さらには、⑥ゆうちょ銀行で口座引落としのデータを確認し、口座引落としを実施していくという流れになってございます。

こちら、通信暗号化の256bitSSLでございますが、現行のサービスでは128bitと聞いてございますので、情報量がかなり増え、暗号化は強化されるというものでございます。

続いて次のページでございますが、こちらが先ほどの説明の際にも出てきましたカード型ハードトークンというものでございます。学校から主に保護者の口座に返金する際に使うパスワードでございますが、これは一定時間ごとにパスワードが変更されるものでございます。こちらを使って保護者の口座に返金するというようなことで、セキュリティの強化を図るというものでございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

【会長】事務局のほうから、情報セキュリティアドバイザーの意見を報告してください。

【区政情報課長】情報セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。意見といたしましては、対策は十分にとられているものの、外部の事業者が構築したサイト、サービスを利用するような場合に当たりますので、そのサイトやサービスの情報保護対策について、区でもしっかり把握することというご意見がございました。

担当課の対応としては、事業者からの説明を受け、ネットワークの全体像や使用する回線、それからカード型ハードトークンによるワンタイムパスワード認証、ファイアウォールの設置

など、情報保護対策を講じているということを確認したということで、ご報告になります。

以上です。

【会 長】 それでは、ご質問かご意見はございますか。三雲委員。

【三雲委員】 確認なのですが、資料33-1の情報のフロー図で、最後の⑦の「口座引落とし・結果通知」とあります。これはどういう形式でなされるのでしょうか。一般的な感じだと通帳に記帳したタイミングで引落とし結果が記帳されて、それによって引落としがあったと分かるのかと思うのですが、何か別途お手紙が来るのですか。それとも一般的な記帳だけなのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【学校運営課長】 こちらは、通帳に印字されるという通常の取扱いと聞いてございます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 それと、引落としができなかった場合というのは、いろいろな理由があると思うのですが、その場合についてはどのような対応となるのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【学校運営課長】 口座引落としができなかった場合は、新宿区の学校運営課に情報が上ってまいります。そこでどういった理由で引落としができなかったのかをお調べし、適宜保護者に申込書等々の記載を確認し、口座引落としをしていくという形になってございます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 ゆうちょを使うと指定されるので、ご家庭によっては、メインの口座がゆうちょではない場合、そこに学校のために入金する作業が必要になります。タイミングが合わないこともあるかと思うのです。そのあたりの対応はどうするのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【区政情報課長】 確かに令和3年4月1日を目途に今進めているところですが、保護者の方々にも作業を進めて頂いているところです。間に合わなかったケースにつきましては、従来もそうした対応をしていたのですが、場合によっては、現金でのやり取りが残る可能性もあると思っております。

【三雲委員】 結構です。

【会 長】 よろしゅうございますか。ほかにご質問かご意見はございますか。伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】 ちょっと伺いたかったのですが、資料33-1の⑥番のところにある、「証明書によるフィッシング防止対策（EVSSL）」でちょっと気になったのです。こういうインターネットバンキングの仕組みを使うと、フィッシング詐欺のリスクが非常に高まると思って

います。ただ、カード型ハードトークンを使用するから、大丈夫だとは思いますが、例えば学校側に、見た目は全く一緒で、ゆうちょBizダイレクトと同じ画面が出る悪意あるサイトのURLが送られ、何かの拍子にそれがお気に入りとかに登録されてしまうということは、可能性として十分あり得ると思っています。そういうときにこのEVSSLを使うと、これは実際証明書を発行するところから、会社の実態をチェックした上で発行しているものなので、確かにこれは間違いでないということを証明するという意味で、有効だとは思っていますが、そもそもこのEVSSLを一般の人はあまり意識しないと思っています。私はそういう事業をやっているから分かっているのですが、普通の人には、多分ブラウザのところは緑色になるとか、そういうふうに変わっていくということをあまり意識せず、このブラウザのURLのほうは、全く見ていないと思うのです。その辺のリテラシーというか、研修というか、見た目がこう変わるなどの情報共有がないと、フィッシング詐欺のリスクが非常に高いという案件だと思っています。このあたりの対策というのは、どのようにとられるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【学校運営課長】今回、口座引落としの手續に当たっては、まず、ゆうちょ銀行のほうで、各40校を担当者が回って説明をしていくという取扱いを行います。4月以降も電話等により適宜相談を受け付ける対応をとってくださるということでございます。そうした中で、画面にこうした電子証明書が出ますので、それを必ず確認してくださいという話も、当然学校のほうにはさせていただくということになってくると思います。

【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。ちゃんと回って、画面も確認しながら、見た目でこういう状態だったらいいかということが分からないと、結構引かかってしまう人も多く、実際、銀行関係のこういったフィッシング詐欺の事例も見たことがあるのですが、見た目では分からない非常に巧妙になってきています。このあたり、非常に重要だと思っています。

今回の40校回って、一度、こういう事例があるので注意してくださいというところは共有されると思うのですが、これが1年後になると、また別の手法でフィッシング詐欺みたいなことが起きてくる可能性というのは非常にあると思っています。日進月歩といいますか、サイバーセキュリティの実態、状況は、非常に進化が激しいということがあります。この情報共有は、40校回って終わりではなくて、今後も何かあったら、定期的にこれは行われていくと考えてよろしいでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【学校運営課長】ゆうちょ銀行との窓口になっております学校運営課では、学校事務の方々と定期的に打合せの場を設けてございます。そうした場で、ゆうちょ銀行からこういうフィッシング詐欺に気をつけてくださいという情報があれば、そういう打合せの場で説明していきたいと考えてございます。

【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。この問題に対しては、情報システム課で実際の攻撃を試しにやってみるというような取組みを、この前やっていたのですが、そういうところで教育委員会も対象になっていると思うのです。いろいろなノウハウが蓄積を日々されているので、密接に連携していただきたい。特に、インターネットに接続してお金を扱うという、非常にリスクの高い案件だと思います。こういったノウハウを共有して、いただければ、非常にありがたいと思っています。そこはぜひ意識をしていただきたいと思っています。

以上です。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。

ないようでしたら、本件は諮問事項ですので、承認ということでよろしゅうございますか。

本件は承認ということで終了いたします。

それでは、資料34「GIGAスクール構想実現のための教育用システムに係る外部結合等について」であります。説明する課では資料を確認の上、説明をお願いします。

【教育支援課長】教育支援課長です。どうぞよろしくお願いたします。

まず資料の確認をさせていただきます。資料34が13ページまでございます。横の表でカラーのもの、資料34-1から34-4まで4種類、また、参考資料として34-1から34-2、34-3の3種類となります。過不足はございますでしょうか。

【会 長】よろしいですか。進めてください。

【教育支援課長】それでは説明をさせていただきます。「GIGAスクール構想実現のための教育用システムに係る外部結合等について」になります。

資料34を1枚おめくりいただきまして、2ページ目のところです。「目的」と「事業内容」です。文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒1人1台の端末を今後整備していきます。子どもたちを誰1人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適化された学びや、協働学習による深い学びを実現させるとともに、今後、感染症等による学校の臨時休業等が生じた際には、同時双方向の遠隔授業が実施できるような、そのような体制を整備していきたいと思っております。

事業は大きく3点ございまして、タブレット端末の整備で、約1万5,000台をLTE通信対応端末で調達いたします。2点目が、教育用システムのネットワーク環境の構築ということで、セキュリティの安全性を確保した上で、クラウド環境に接続できるネットワーク環境を構築します。3点目が、学習系クラウドサービスの活用になります。

本審議会にお諮りさせていただく内容としては、まず1点目が外部結合ということで、インターネットを経由して、クラウドサービスにアクセスすることについて協議をさせていただきます。2点目が、業務委託及び再委託についてとなります。

4ページをお開きいただき、また、資料34-1、横表も併せてご覧いただければと思います。まず、外部結合についてのご説明になります。結合される情報項目としては、ユーザーID、パスワード、学校名、学年、学級、氏名、性別、学習履歴、学習成果物になります。結合の相手方は、マイクロソフト、エヌ・ティー・ティーコミュニケーションズ株式会社、SKY株式会社、いずれもISMSの認証を取得している事業者になります。

ここで資料34-1をご覧いただければと思います。今回の左側の子どもたちに1人1台貸与したタブレット端末から、ログイン認証用のクラウドサービス、また、その下の学習用クラウドサービスにつなぐことを想定しておりまして、この関係で3事業者と接続させていただくことを予定しております。

まず、緑の枠のログイン認証用クラウドサービスですけれども、こちらは現在も学校で使っているID、パスワードがございまして、そのデータセンターに今格納してあるデータと同期させていただくことで、これまでと同じパスワード、ユーザーIDを使うことができるよう、このログイン認証用クラウドサービスにまず結合させていただくものです。一度ここに結合した後は、学習用クラウドサービスにそのまま接続することができますので、子どもたちが1回ログインすれば、学習用クラウドサービスにもつながるような、そういった設定を考えております。

個人情報の保護対策では、まず、クラウドサービスに係るセキュリティ対策として、運用上の対策では、関連法令等の遵守、また、ISMS認証等の第三者認証を受けている事業者というところで、セキュリティのリスクマネジメントをしっかりと確保していきます。

また、学校側の体制といたしましても、条例やセキュリティポリシーの遵守は当然のことながら、5ページ目のところとなりますが、今回、端末をご家庭に貸与する際に、盗難・紛失時の対応ということで、端末の位置情報を確認させていただく必要があり、そういったことも保護者の方に周知をさせていただきます。また、今回学習用クラウドサービスを利用するに当た

っては、利用規約に基づきまして、その教材の品質向上のために、個人を特定できないよう加工した上で、記録情報の集計や、第三者への提供を行うことができるということを保護者の方に事前に周知をさせていただきたいと思っております。

システム上の対策といたしましては、資料34-1のサービスのところに黄色の吹き出しで記載されておりますように、ファイアウォールの設置や不正侵入の検知など、様々な対策を講じてまいりたいと考えております。

また、タブレット端末自体のセキュリティ対策としては、タブレット管理台帳の整備や、定期的な所在確認、また、タブレットのデバイス管理として、紛失時のリモートの初期化なども想定しているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、6ページ目、運用保守等業務の委託についてご報告させていただきます。

まず、委託先になりますけれども、東日本電信電話株式会社となります。資料34-2を併せてご覧いただければと思います。こちらの事業者につきましては、プロポーザルにより選定した事業者ということになります。

委託に伴い、事業者処理させる情報項目としては、こちら記載のとおり、学校名、学年、学級、氏名、ユーザーID、タブレット端末の管理番号になります。

委託する内容といたしましては、新たに整備するタブレット端末の問合せや、盗難・紛失対応を行うサポートデスクの設置、また、運用保守全般を委託する想定で考えております。

こちらの資料34-2にありますように、サポートデスク①、②ということで、再委託の業務を想定しております。サポートデスク①のところでは、端末の故障の問合せ、サポートデスク②のところでは、故障以外の問合せについて、グループの関連事業者への再委託を想定させていただいているところでございます。

区が行う情報保護対策といたしましては、必要に応じて区の職員が立ち入り調査を行い、個人情報管理や保管状況の確認を行いたいと思っております。

また、システム上の対策といたしましては、ファイアウォールの設置など、様々なハード関係のセキュリティ対策を行うとともに、7ページの8番に記載がございましたように、サーバの監視やデータのバックアップも定期的に行いたいと考えております。

ページをおめくりいただきまして、8ページの目のところが再委託の業務のご案内になります。資料34-3と資料34-4も併せてご覧いただければと思います。

まず1点目、再委託先の株式会社NTT東日本 - 南関東テクニカルサービスセンタに委託す

るものにつきましては、再委託内容の1番、端末の故障問合せ対応・故障修理手配になります。こちらは、児童・生徒または学校からの問合せに対してサポートデスクが対応させていただきます。社内の閉域回線を用いまして、社内システム、こちらは閉ざされた社内でのデータになりますが、そこにアクセスをして情報を照会していく想定になっております。こちらにつきましては、報告書の作成を通して区に情報が最終的には来る流れになっております。個人情報の取扱いなどはなく、端末の管理及び問合せ内容についてのご報告になります。

また、大元の委託先におきましては、閲覧を行い、データの管理が適切に行われているか、定期的に確認を行ってまいります。

続いて2つ目のサポートデスク②のほうになります。こちらの再委託先は株式会社エヌ・ティー・ティーエムイーとなります。内容といたしましては、端末の故障問合せ対応以外のものになります。こちらサポートデスクに問合せが入りましたら、対応としては2種類ございます。例えば端末の使い方ですとか、端末のパスワードを忘れてしまった、そういうような問合せの場合には、社内の閉域回線を用いまして、社内システム、問合せ管理のサーバにアクセスをしてまいります。

また、タブレット端末を紛失してしまった、盗難に遭った、そういった場合には、この場合には管理する端末がクラウド上にありますので、インターネット回線を用いまして使用端末の位置情報の確認を行うような想定になっております。

再委託先の事業者を求める内容としては、受託事業者のものと同様になります。

雑駁ではございますけれども、説明については以上になります。

【会長】事務局からセキュリティアドバイザーからの意見について報告してください。

【区政情報課長】意見一覧をご覧ください。アドバイザーのほうから3点助言を得ております。

①今回、外部の事業者が構築したサービスを利用する場合に当たりますので、そのサービスの情報保護対策について区でもしっかり把握すること。②クラウドサービスになりますので、不正アクセスを防止するため、サーバ監視をきちんと行っているか事業者を確認すること。③端末の貸与時に、児童・生徒及び保護者に対し以下の点について周知をすることということで、先ほど担当課長から説明がありましたが、盗難・紛失時の対応方法や、本事業が民間事業者のサービスを利用するものであり、利用規約の内容を分かりやすく保護者の方に説明をするようにというご指摘がありました。

それに対応した担当課の回答ですが、①については、本事業における教育用システムネットワーク環境構築事業者である東日本電信電話株式会社からの説明を受け、ネットワークの全体

像、使用する回線、タブレット端末紛失時のリモート初期化、不正サイトの閲覧制限等の保護対策を講じていることを確認していただいております。②各事業者ともサーバ管理を確実にしていることを確認しております。③保護者会等を通じて、端末の貸与時に説明させていただいた内容についてきちんと周知をするということで回答をいただいております。

以上です。

【会 長】 それでは、ご質問かご意見ございましたら、どうぞ。伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】 このG I G Aスクールに関してはいろいろと今までも話をできて、細かいところを見てきて、サイバー対策にも期待しております。今日、たまたま高校生に話を聞いてみたところ、端末や回線自体のネットワークのセキュリティはある程度対策をしていますが、例えばその端末から自分の持っているスマートフォンにデザリングをしたといった話もありました。それで問題が起きて、個人情報の流出や、情報を相当変えてしまう可能性というのがあるような気がしたのです。そのあたりの対策は十分されているのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育支援課長】 今回はL T E端末になり、S I Mを抜き取ることは物理的に可能となります。抜き取りを防止するために、テープを貼って抜き出せないようにするなど、また、通信状況につきましてもログの確認ができますので、大量に使っているようなお子さんがいた場合には、使用履歴なども確認をしながら、適切に学習用に使っているかの確認が定期的に行えるような体制を考えています。

【会 長】 伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】 実際にL T Eに接続しているときはいいのですが、L T Eに接続していないときも出てくるのではないかなという気もしています。家で例えばパソコンが欲しいけれども買ってもらえないみたいなパターンもある気がします。回線だけは家にあるものが使え、スマホだけは持っているという人は結構いると思うのです。そうすると、学校から持って帰ってきた端末で、ソフトを入れるとか、ソフトを入れなかったとしても、ブラウザからいろいろなサイトに、学校ではアクセスできないが、家庭ではアクセスできるみたいな状況も起きてくる可能性があると思っています。そうすると、そこからいろいろな問題が起きてくる。リスクは高まってくると思っているのですが、そのあたりの対応というのはどうなっていますか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育支援課長】 想定といたしまして、今ご家庭にW i - F i環境が整っているご家庭もあるかとは思いますが、接続できないような設定を予定しています。あくまでも教育用に使うも

のだけに限ります。また、ソフトなどもインストールできない制限もございます。そういったところで、自由に端末を扱うということは想定できないかとは思っております。

【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】いろいろな対策を今後も議論していただきたいと思っておりますが、先ほどもSIMを入れるところにテープで貼ってあるというお話もありましたが、逆にそのテープをとって、出してしまうという可能性もやはりちょっとあるのかなと思います。そうすると、自分の持っているスマートフォンのSIMを差してしまって、パソコンでいろいろなことができるということもあります。ソフトがインストールできないというのはある程度あると思うのですが、ブラウザからいろいろな問題に発展する。ブラウザは学校のほうで使うというものになったのですが、そこからいろいろなサイトにアクセスして問題が起きてしまうということは当然想定できると思うのです。このあたり、本当に大丈夫なのかということをもう1回だけ改めて伺って、これで終わりにしたいと思っております。いかがでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【教育支援課長】ブラウザからつなぐということなのですが、そこは制限をかけまして、限られたものにしか接続できないような設定にする予定になっています。また、それで学習面に支障のある場合には、学校からの要望に応じてファイルリスト化するなど、そういった対応をとっていきたいと思っております。

また、自分のスマホにSIMカードを入れてという話もいただいたところですが、それについても、月々の容量というのは決まっておりますので、明らかにそれを超えるようなことでしたら確認ができるかと思っております。そういったところでもしっかり管理体制をつくっていきたいと思っております。

【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】話がもしかしたら違ってしまったりかもしれないのですが、貸与されるLTEの容量は制限があって、その範囲内でならおかしい動きがあれば見られるというのは分かりますが、その端末だけ貸与されたもので、回線は家庭のものや、個人のスマホのものを差して、端末だけ使いたいというニーズは結構あると思うのです。そうすると、今の話だと、なかなか防げず、問題が起きてしまう可能性があると思っております。

ブラウザに関しても、このブラウザを外からコントロールするというのは結構厳しい。基本的にはできない可能性があると思っております。回線側でフィルタリングをかけるというのはよくある手法で、実際ここに通っている機械の配線などもフィルタリングがかかっている見られ

ないということはあるのですが、端末側に制限するのは結構ハードルが高い話です。そこが本当にできるのかというのは、今の話を伺った範囲だと確証が持てません。本当にできるのかなという感想を抱いているところなのです。改めて、もう一度そこに関して伺ってもよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【教育支援課長】まずSIMカードのところですが、ご家庭の回線にはつなげないような設定になっており、端末だけを自由に使うということとはできない状態にします。また、フィルタリングについては、回線にかけるのではなくて、端末のほうに制限をかけますので、その点からも十分対応できるかと思っております。

【会 長】よろしいですか。

【伊藤（陽）委員】これで最後にします。そのような対策をしていただけるということであれば、よいかと思います。

あとは、先ほどの高校生の話なのですが、学校の中でもやはり完全に防ぐことはできないらしく、このサイトにアクセスし、ここを踏み台にすれば全部解除できるというのも出てきているようです。さらに気を引き締めてご対応いただきたいということをお伝えして、終わりにしたいと思います。以上です。

【会 長】それでは、ほかにご質問かご意見ございますか。藤原委員。

【藤原委員】藤原です。今回の話は、国のGIGAスクール構想に基づいてということだと思います。ICT技術を活用して学びの確保をするということですよ。特に、今コロナがありますので、学校が休校になった場合、学びの確保などに、大変大きな力になると思うのです。ただ、個人情報を守るという意味では、ちょっと問題があるのではないかとと思うところが二、三あるのでお聞きます。先ほどセキュリティアドバイザーの意見では、外部の事業者が構築したサイトを使うということになっており、例えば資料34-1の図でいうと学習用クラウドサービスのところだと思います。NTTコミュニケーションズ、SKY株式会社、マイクロソフトとあります。NTTコミュニケーションズが構築した教育クラウドプラットフォームサービス「まなびポケット」の利用規約などを見ると、ちょっと気になるところがあります。例えば参考34-2の「第18条（非保証）」の（1）では、「第三者によってシステム内に侵入されないことを保証するものではありません」となっていて、侵入されてしまうということが書いてあります。第21条（利用団体の承諾）のところを見ると、「第三者のサーバシステムに転送、保存される」というようなことも書いてあります。これは、特記事項の7「目的外利用

及び第三者への提供等の禁止」などの規定で、回避できるということなのかもしれませんが、そのほかにも、第23条（情報の削除）のところでは、削除等々での免責規定、利用者または第三者に発生した直接、間接の損害については責任を負わないという免責の規定があります。また、第25条（コンテンツの権利）のところでも、利用者データの第三者への使用を承諾するというような規定があります。学びに関するいろいろな情報をほぼ網羅的に外部に情報項目として提供するにはちょっと不安があるような規定が多いのではないかと思います。その辺、簡単に説明していただければと思うのですが。

【会 長】 ご説明ください。

【教育支援課長】 今のご指摘いただいた点ですけれども、参考資料34-2の10ページをご覧くださいと思います。例えば今回のまなびポケットの利用規約をご覧くださいと、第25条の（4）のところ、「コンテンツの改善や利用状況の分析のために入力データを使用することを承諾する」とあり、二次利用する可能性があるのはあくまでもこの点に限った想定になります。こういった前提の上で関係する第三者にとっておりますので、これで個人の名前ですとか成績がそのままひもついて流れるというような想定ではなっていないものと読んでおります。そのあたりは運用のほうでもしっかり確認し、個人情報の保護を図ってまいりたいと思っています。

【会 長】 藤原委員。

【藤原委員】 そのように確認されているということであれば一応安心は安心なのですが、さらに気になることがあります。このNTTコミュニケーションズのまなびポケットの担当課長の方で、いろいろところで審議委員になったり、いろいろ発言したりしている方がいらっしゃるのですが、その方の発言を見ると、GIGAスクールを進める立場、ネットワークを使った教育を進める立場の方からのご発言なのですが、ネットで検索しただけでも、個人情報保護に対して軽視するご発言をされています。ネット上で自分の名前とNTTコミュニケーションズ、まなびポケットの担当ということを明確に出して発言されており、例えば、各自治体で規定されている個人情報保護条例がGIGAスクールやオンライン授業の実現の壁になっているというようなことや、オンライン結合の禁止がハードルになっているというようなことを発言されています。今回は結合するということなのですけれども、非常に個人情報保護を軽視しているような方が担当の責任者という事業を使うことに恐怖感を覚えます。その辺はいかがでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育支援課長】まず、東日本電信電話株式会社につきましては、今回のG I G Aスクールネットワーク環境構築のプロポーザルで選定された事業者になっております。基本的に個人情報の対策についても評価はされたところでございます。やはり、委託側である新宿区教育委員会のほうで新宿区の条例、セキュリティポリシーなどをしっかり重視してもらおうというところが基本的な線になります。そのところは事業者の担当者の考えも、いろいろあるかもしれないですが、今回、新宿区の求めるものを担っていただくというところで、その点については、教育委員会としては特段不安に感じているところはないものでございます。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】このG I G Aスクール構想を進めている文部科学省の初等中等教育局の担当課長も、5月にいろいろG I G Aスクールの説明をしたときのものなどでは、「セキュリティを守ることが目的化し、どんどんセキュリティが強まった。当然ながらセキュリティを強めればセキュリティは守れますが、本来の目的であったI C Tが活用できなくなった」というようなご発言もあり、「ルールを守るとは最終目的ではないはず」というようなこともおっしゃっている。確かに教育目的を達成することが最終目的かもしれませんが、その過程において個人情報をきちんと守るということは重大な目的だと思うのです。元締め文部科学省の課長がそういうことを言っているから、運営する会社の方もイケイケでそういうことを言ってしまうかもしれません。いくら個人情報を守るといっても、このような考え方を堂々とネット上で公開している事業者を使うということに非常に問題があると思うのです。今、N T Tコミュニケーションズのまなびポケットからはどのような確認をしていますか。特にセキュリティアドバイザーからもお話があるように、外部からのものを使うのはより慎重にということも必要だと思うのです。

【会 長】藤原委員もちょっと気をつけていただきたいのですが、一般的な議論ではなくて、もっと具体的に、ここに個人情報の保護の問題があるのではないですかという質問をお願いします。最初の情報の取扱いについて、指摘されているので、そのことについて質疑していただいたほうがよろしいと思います。

【藤原委員】分かりました。

【教育支援課長】今回はクラウドサービスを使うという前提で今回のネットワーク環境の構築は考えているところでございます。クラウドサービスを使いますと、低コストで、また、柔軟に、場合によってはセキュリティを高い水準で維持できる、そういった考えの下でクラウドサービスを活用するものです。今回のまなびポケットにつきましても、教材の1つにすぎません。

まなびポケットの運営事業者の考え方云々というものよりは、私どもが求めるもの、安全性をしっかりと担保した上で学習効果の高いものを入れるかどうかというところを判断し、選定させていただいた教材であり、その教材を提供していただいている事業者ということになります。しっかりと安全確保を図った上で、適切な学習の提供を図っていきたいと思っています。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】まなびポケットの話はこれで終わりにしますが、こういうことを言っている方が担当者の頭としてやっていることに対して、区はどういうことなのかと確認をしていただきたいのです。本当に個人情報を守る気があるのか。区として特記事項等も含めていろいろと締結していますが、ちゃんとやる気があるのか、しっかり確認していただきたいと思います。

全体的な話になってしまうのですが、いろいろな情報項目を事業者に提供するという事なので、保護者への事前の説明を丁寧にするというふうなお話がありました。この事前説明、周知ということをするということによろしいですか。これを利用する、しないの事前の同意というのはどうなっているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【教育支援課長】端末を配布させていただくのが3月になるかと思いますので、その時点で、保護者の皆様には、使い方や、個人情報の取扱いについて丁寧にご説明させていただきたいと思っております。

使う、使わないにつきましては、特に同意をとる想定はございません。基本的には授業の中で使っていただくタブレット端末になりますので、こちらを安心して使ってもらえるような、丁寧な説明を行っていきたいと思っています。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】もちろん、いろいろな機能もあるので、使うことに対しては、丁寧な対応をしていくという下に利用すればいいとは思いますが、どうしても使いたくないという保護者の方がいた場合の対応はどうするのですか。

【会 長】ご説明ください。

【教育支援課長】まず、なぜ使いたくないのかという理由をお伺いさせていただいた上で、不安を解消できるような使い方の提案や、個人の状況に応じて、そこは個別対応していきたいと思います。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】要するに、個人情報の提供の観点から不安だから使いたくないという保護者の方

がいた場合、どうするのかということを知りたい。

【会 長】ご説明ください。

【教育支援課長】例えばですが、実名での登録が嫌だというような話がありましたら、仮名で登録することもできない話ではありません。例えば新宿花子さんという名前で別の教材を使っていたとか、そのあたりはいろいろな対応の仕方があるかと思います。個別にお話を伺ってのご相談になるかと思います。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】そうすると、個人情報提供の観点から利用はしたくないという保護者の方がいても、授業で使うものだから使ってくださいという説得をするということですか。

【会 長】ご説明ください。

【教育支援課長】基本的には学校の中で、授業で使っていただくものになります。基本的にはお使いいただくように、ご理解いただくような説明を尽くしていきたいと思います。

【会 長】聞いていて、この問題に対する立場の違いを別の言葉でお互いやり取りをやっているみたいですね。要するに、藤原委員としてはこの提案に対して不安があるのだということをおっしゃっているわけですね。だから、その不安に対して、区のほうで何らかの配慮をしてくれないかということをおっしゃっていると思うのですが、区の回答は、それに配慮するもしないとも言わないので、全く議論がかみ合わないと思うのですが、区は、そういう配慮はしないのですか。先ほどから委員が質問していることに対して配慮を一切しませんということをおっしゃっているのですか。

【教育支援課長】なぜ使いたくないのかというところのお話を伺わないと、そこは想定でのお答えになってしまいます。基本的には授業の中で使っていただく前提で考えておりますので、保護者の方がなぜ使いたくないのかというところを踏まえた上で個別に対応していきたいというお答えになってしまいます。

【会 長】保護者だけの問題ではないのですよ。本当に配慮してくれるのか、いや、しないのだと言っているのか。どちらなのですか。いろいろ委員が言っている。委員の意見を聞く気がないのですか。

【教育支援課長】できる配慮はさせていただきますが、配慮することで子どもたちの学習に影響を及ぼすようなことがあってはいけません。そのところは、学習に影響を及ぼさない限りで配慮はさせていただきます。

【会 長】回答から、今まで配慮するという言葉を聞いたことがないですね。委員の意見を

聞く気があるのですか。

【区政情報課長】今、藤原委員から事業者の話ですとか、それから保護者の方からの同意についての話がありました。もちろん区として民間のサービスを使う場合であったとしても、区の事業に使用しますので、関わりを持って、保護者の方にもこういった条件で使っていただくのですよというような説明を積極的にとらせていただきます。その上で、関連があれば、再度事業者を確認を行う、あるいは担当課長のほうから区の個人情報保護条例の遵守、区の個人情報保護の考え方について遵守をさせるという姿勢で臨んでまいります。その辺については、事業を進めるに当たって、随時配慮、対応していくということでご了承いただきたいと思っております。

【会 長】すみません。そういうことを前提とするということですね。担当者が配慮するとか言わないので私は納得していないのですが、配慮してもらうことを前提として、藤原委員のほうもまとめるような質問をしてくれませんか。これ、一個ずつ聞いていたらきりがありませんよね。

【藤原委員】いろいろ配慮は必要だということは、今の議論でくり返していただいていると理解しました。念のため確認なのですが、個人情報の話に限って改めて聞きます。これは仕組みとして、個人情報の提供が不安だという保護者の方がいたとして、個人情報を提供しないかたちでGIGAスクールのいろいろな仕組みを使うことというのはできるのですか。学校の中で、授業で使うから、その子だけ使わないというのはなかなか難しいという話があるのが前提だとは思いますが、ご説明もそのような趣旨だと思うのですが、ただ、個人情報のことですから、授業の道具としては確かに使わなければならないけれども、個人情報を提供したくないという保護者なり児童に対する対応策として、個人情報を提供しなくてもこの仕組みを使うということは技術的に可能なのでしょうか。契約的にも可能なのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【教育支援課長】先ほどとくり返しになってしまうのですが、例えば実名が嫌だとか、学校名をほかのものに変えて登録をして個人情報の登録をしないということは可能になります。そうした面でもご不安を受け止めて配慮はさせていただきたいと思っております。言葉が足りないところは、申し訳ございませんでした。

【藤原委員】すみません。最後に1点だけ。以前、就活の情報サイトを巡って、リクナビなどで、この人は就職したら多分すぐ辞めるだろうとか、良くない働きをするだろうみたいな情報を採用側の企業に流されて炎上したという事件がありました。今のお話をお聞きしている限り

では、そのような利用にはならないというふうに考えてよろしいのですか。

【会 長】ご説明ください。

【教育支援課長】そのような利用は全く想定しておりません。あり得ない話になります。

【藤原委員】いろいろと複雑なものであるかと思いますが、丁寧に進めていただきたいと思えます。配慮が本当にされないということであれば、なかなか賛同は難しいなというような気持ちも持っておりますことを付け加えさせていただきます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。三雲委員。

【三雲委員】セキュリティアドバイザー意見一覧で、利用規約が、個人を特定できないように加工した上で適用されるとありますが、参考資料の利用規約を見ていくと、個人を特定できないように加工した上でという言葉が見当たりません。

【会 長】はい、事務局、どうぞ。

【区政情報課長】アドバイザーにも、事務局で確認したのですが、利用規約については、三雲委員ご指摘のように、一部の利用については個人を特定できないようにしていくというような文言が書いてありますが、通常の、例えばトラブルシューティングなどのお問合せ内容については、当然個人を特定できる形で利用するかと思います。アドバイザーの意図としては、第三者へ提供を行うことができる法令上の民間の特例制度として、担当課長にも確認をしていただきましたが、今回のサービスにおいては、第三者への情報提供は一切、想定していない、行わないと回答をいただいております。このアドバイザーの意見の表記の仕方が分かりにくかったと、事務局としても反省してございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】分かりました。具体的に伺いたいのですが、今回示していただいた3種類の規約がありますが、それぞれそれは誰と誰の間の契約なのですか。

【会 長】ご説明ください。

【教育支援課長】基本的には利用する区側と、この教材を提供するサービス事業者との間の契約になります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】多分それは違うと思うのです。どういうことかということ、例えばSKY株式会社の規約では、「お客様」から預かる個人情報と保護するため細心の注意を払うとし、「お客様」というのは、全ての利用者、団体、新宿区あるいは教育委員会、学校等に在籍する児童、生徒、教育等のことも含むとしています。その上で、例えば、個人情報の利用目的では、「弊社はお

お客様から個人情報をご提出いただく場合、あらかじめ個人情報の利用目的を明示し、その利用目的の範囲内で利用します。お客様から同意をいただいた上で利用します」となっています。そうすると、これは未成年の児童・生徒が自分の個人情報について利用させるということについて同意をするということを想定しているわけです。こういった同意をする能力というのは子どもたちにあるのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育支援課長】 規約を見ますと、確かにお客様は使う児童・生徒、教諭も入ってくるころではあるのですが、特に利用者側にアンケートをとるとか、そういった何か同意をとって個人情報をいただくということは想定していないところです。規約はこうはなっていますが、その必要性については、特にそういったものはないと考えています。ここに書かれている限定列挙のもの、これ以外のもので、児童・生徒から同意をいただいて提供するというものは基本的にはありません。もしあるのだったら、それは個別にサービス事業者から話をいただき、こちらで確認をして、匿名加工のやり方など、そういう場合については協議をしながら進めていくかと思いますが、そういったことは予定していないと考えております。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 法的には、あなたの想定していないというのは関係がありません。会社側から言われてしまう場合、それはあり得ると思うのです。そのときに区の側として、いやいや、こちらは想定していなかったと言っても、それは確認も合意文書にも書かれていませんのでと言われたときに、どうするのかという話になってきます。例えば児童たちが利用しているタブレットの画面の情報をこういう目的で使います、よろしいですかと行って、はいと押した瞬間に、その利用することに自分で同意し、情報を提供することになってしまう。これは規約上当然でできることなのです。個人と企業との間の合意になってきます。また、そこをどうコントロールするかということは大事になってくる。そうすると、この規約をこのまま放置するのではなくて、当然想定していないやり方に関しては規約から削除していただくということを行う。あるいは、区の側で想定していない事柄については、全てそれはさせないということを合意文書で交わしておかないと事業者を縛れないと思います。そのあたりについてはどのように考えていますか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育支援課長】 委員ご指摘のとおりかと思います。確かに全て管理できるものではないかと思っています。可能な限り、教員、子どもたちが使っているパソコンにそういったような機能

が出てきたらすぐ対応できるようにはしたいと思いますが、結局後手に回る可能性もあるかと思
います。協定、確認文書の取り交わしなどについて、できるかどうか確認をさせていただき
たいと思います。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】私が先ほど指摘したように、個人情報の利用についてお客様の同意といいますか、
保護者の同意はこれでできると思うのです。あるいは学校で使う側が学校の持っている情報に
ついては同意することはできると思うのです。けれども、子どもが自分で自分の情報を処分す
ることについては法的にはできない行為と私は理解していきまして、場合によっては、それは保
護者の関与が、この仕組みの中にビルトインされていると思いますので、そこはしっかりと守
っていただきたいと思います。

それと、この規約全体についてももう1回しっかりと見ていただいて、例えばNTTコミュニ
ケーションズのほうで個人情報に配慮し、サービスの改善、開発を行うことはもちろんのこと
ですが、このNTTコミュニケーションズだけではなく、グループ会社にも提供できる仕組み
となっています。広範な提供が事実上この規約では許されているものについて、恐らく想定さ
れていないとおっしゃるのですが、現実の問題としてそこまで提供できることになってしま
う。そのあたり全体をしっかりと精査していただく必要が出てくると思うのです。

【会 長】ご説明ください。

【教育支援課長】現在、確認できる範囲で事業者とのやり取りはしているのですが、今、委員
おっしゃっていただいたようなところは、全て確認できているものではありません。今後もそ
こについては各事業者と協議をしていきたいと思います。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】子どもたちの情報をどのように使わせるのかによって、かなり違ってくると思
うのですが、外部の弁護士と相談し、しっかりと全体の規約についてチェックしていただき、明ら
かな問題点を明記して交渉していくということが必要になってくると思います。その辺、いか
がでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【教育支援課長】今いただいたご指摘を踏まえて、区政情報課とも相談しながら検討させてい
ただきます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】保護者に対するご説明などでは、当然メリット・デメリットを記載して行われる

わけですが、最終的にメリットのほうが勝り、その方向は大きな間違いではないとは思いますが。その前提として、区の側が想定している、想定していないという話ではなく、その懸念点、考えられることを洗い出した上で、しっかりと足場を固めて、ご説明いただくということが実は保護者の安心につながると思います。

【会 長】検討するというのはいいのですが、検討した結果をここで報告しますか。

【区政情報課長】本日整理をして、例えば利用の範囲、それぞれのクラウドサービス、第三者への提供の有無など、ご指摘があった規約の整理を行います。委員のおっしゃるように、この規約自体はユーザーとの一対一の利用規約になりますので、それを保護者や児童に任せるのではなくて、区としても一度整理をして、それを分かりやすく保護者の方や児童の方に提示をするというようなことは想定していたのですが、対応が間に合わず、申し訳ございませんでした。引き続きその整理をした上で、ご報告をしたいと思っております。

この事業についてはここでご承認をいただければとは思っていますが、次回あるいはまた次々回に整理したものはご報告したいと思っております。

【会 長】検討対象は、先ほど藤原委員が冒頭に幾つかの条項を指摘して不安を述べられています。それがどのような問題に発展するかはともかくとして、不安が述べられているわけですから、そのような不安に対して、どのような取組をするのか、区として答えを用意すべきです。検討事項は、今の三雲委員から出たものもそうですが、先ほど藤原委員からの指摘、不安を抱いておられることに対しても検討していただき、それを何らかの形で報告いただく、何かに反映していただくことを希望します。それが採決の条件だと思っております。

ほかに何かご質問かご意見ありますか。どうぞ。浦上委員。

【浦上委員】浦上です。すみません。私、伺っていて分からなくなってしまったのですが、提供する情報としてユーザーID、パスワード、学校名、学年、学級、氏名、性別、学習履歴、学習成果物とあります。今お話を伺っていると、別に氏名とかは正確なものでもなくていいのであれば別なものに置き換えてしまおうとか、提供する個人情報を限定し、必要なものだけにするなど、そういったことはできないのかなと疑問に思ったところです。その辺について伺いたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【教育支援課長】まず、お名前につきましては、例えば仮名の場合には学校で照合するという作業が出てきますので、何とかさん、何とか君というところがすぐ分かれれば一番学校側としてはスムーズなのですが、ご不安がある場合には仮名で対応するというのも実務的には可

能かと思えます。そうしたところで不安を払拭することはできるかと思っています。

【会 長】どうぞ。浦上委員。

【浦上委員】そうすると、やはり誰かがどこまで個人情報を提供するかということ判断することになるのですね。

【会 長】ご説明ください。

【教育支援課長】基本的には実名で登録していただければ、それはありがたいのですが、そこで同意いただけないときには個別に対応させていただくということをお願いしたいと思えます。

【会 長】浦上委員。

【浦上委員】それでしたら、仮名のものでも構わないのと、正確でない困る部分があるかと思うのです。照合の区別というのもしていただけると分かりやすくなると思えます。

以上です。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。

それでは、外部結合は諮問事項、それから業務委託が、単なる委託と再委託の2件が報告事項です。いずれにしろ、いろいろ委員からご質問、ご意見が出て、検討していただきたいということです。検討結果をご報告いただくということを前提とし、本日の段階で、お聞きした範囲内で採決をしたいと思えます。諮問事項の外部結合と報告事項2件について一緒にお諮りしますが、反対意見はございますでしょうか。藤原委員。

【藤原委員】今の段階では、いろいろ確認できないことがあること、内容的にも疑問点があります。私としては反対です。

【会 長】分かりました。それでは藤原委員は、諮問事項1件と報告事項2件、全て反対ということですね。

ほかにご意見はございますでしょうか。そのほかの方、棄権なら棄権でもいいですが、なければ、あの方方は賛成ということでもいいですか。

そのほかの方は賛成ということで、諮問事項については、承認、また、報告事項2件については了承ということにさせていただきます。先ほどの検討課題につきましては、後日ご報告をいただくこととします。

次は、資料35、「後期高齢者歯科健康診査の実施に伴う保健情報システム（対人系）の改修等について」です。それでは説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【地域医療・歯科保健担当副参事】地域医療・歯科保健担当副参事でございます。よろしくお願いたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。資料35が1ページから11ページまでになっております。そのほか、資料35-1、資料35-2、資料35-3、カラー刷りの資料になってございます。縦書きの資料35-4です。資料は以上でございます。

【会長】どうぞ。進めてください。

【地域医療・歯科保健担当副参事】それでは、件名「後期高齢者歯科健康診査の実施に伴う保健情報システム（対人系）の改修等について」でございます。

資料35を1枚おめくりいただきまして、事業の概要です。新宿区では、歯周疾患の早期発見、治療勧奨による口腔の健康の維持・増進及び歯科疾患による歯の喪失を防止することや、高齢者の口腔機能の維持・増進によるQOLの向上を目指して、平成13年から歯科健康診査を実施しております。本事業において収集した情報につきましては、保健情報システム（対人系）で一元管理をし、適正に事務を行っております。同システムの導入につきましては、平成24年度第5回及び平成30年度第8回の本審議会で承認済みでございます。

平成30年10月に国より後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアルが示され、区におきましても高齢者の口腔機能の維持・増進などを目的に、高齢者の特性に応じた内容にて後期高齢者の歯科健康診査を新たに実施することになりました。また、この健診の実施に合わせまして、本事業において現在実施しております歯周疾患検診につきましても、受診票の改訂や事務の見直しを行い、効率的かつ効果的に本事業を実施してまいります。

2番目の本事業における歯科健診の種類でございますが、この歯科健診の中に2種類ございます。(1)が後期高齢者歯科健康診査です。年度末年齢の76歳以上の方を対象にしております。(2)として、歯周疾患検診です。こちらは年度末年齢20歳から75歳の方を対象に歯の状況の基本的な確認などを行っております。

3番目としまして、本審議会における付議内容です。(1)は、既存の保健情報システムのシステム改修です。項目を追加しております。(2)として、システム改修業務の委託です。3番目として、帳票の作成、印字及び封入封緘業務の委託になります。

3ページをご覧ください。併せて資料の35-1をご覧くださいければと思います。登録業務の名称は保健情報システム（歯科健康診査）になります。記録される情報の項目が、個人の範囲としまして、(1)が後期高齢者歯科健康診査で、新宿区内に住所を有する年度末年齢76歳以上の方、また、(2)歯周疾患検診につきましては、新宿区内に住所を有する年度末年齢20歳から75歳の方になります。

2の「記録項目」につきましては、(1)の後期高齢者歯科健康診査については資料35-3、

それから（２）の歯周疾患検診につきましては資料３５－４をご覧ください。

記録するコンピュータは、保健情報システム（対人系）になります。

新規開発・追加・変更の理由につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

新規開発・追加・変更の内容になりますが、資料３５－１左側にあります茶色の部分となります。１番目が後期高齢者歯科健康診査対象者の抽出・管理機能の追加、また２番目として、後期高齢者歯科健康診査実施後の受診票及び問診票情報の取込み機能の追加、３番目として、現行の歯周疾患検診に係る情報項目の追加となります。

運用上の対策でございます。委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させます。また、システム開発及び変更作業は、区の内部に設置のサーバ上で行い、作業の過程では委託先に個人情報を直接触れさせません。４ページになりますが、実データを使用した検証作業は区職員が実施するなど、対策を講じてまいります。

システム上の対策といたしましては、資料３５－１のところがございますが、アクセス制御、ＩＤ・パスワードの認証、ウイルス対策、ログ監視、他ネットワークとの分離、改修時の検証作業は区が実施するというので、対策を講じてまいります。

続きまして、件名「後期高齢者歯科健康診査の実施に伴う保健情報システム（対人系）の改修業務等の委託について」でございます。委託先は株式会社両備システムズとなります。プライバシーマークと情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ・ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１）認証を取得してございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目につきましては、「個人の範囲」につきましては先ほど申し上げました後期高齢者の情報、それから歯周疾患検診につきましては年度末年齢２０歳から７５歳の方になります。

２の「記録項目」は、先ほどの資料、後期高齢者歯科健康診査は資料３５－３のとおり、２の歯周疾患検診は３５－４のとおりになります。

処理させる情報項目の記録媒体は、電磁的媒体（保健情報システム）になります。

委託理由でございますが、上記委託先は本システムの開発事業者であり、システムの改修業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるためです。

委託の内容は、先ほどの追加項目によるシステム改修業務、そして保守業務でございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策につきまして、運用上の対策としましては、確認記録票を用いて、委託先に課す個人情報保護対策の留意事項及び履行状況の確認を行います。また、

実データを使用した検証作業は区職員が実施いたします。委託先には必要な支援のみ行わせていきます。そして、双方で事前に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成し、実施してまいります。そのほか、記載のとおりです。

システム上の対策につきましては、先ほどのものと重なりますけれども、35-1の資料にお示ししたとおりでございます。

運用上の対策といたしましては、システム更新作業は区の内部に設置のサーバ上で行い、データの持出しは行わせません。そして、委託先がモバイルパソコンを持ち込む際は、区の許可をとらせること、さらに、委託先のモバイルパソコンと区のシステム機器及びUSBなどの記録媒体の接続をさせないように、区の職員の立合いに応じさせます。そのほか、記載のとおりです。

システム上の対策といたしまして、データのセットアップは、区職員立ち会いのもと、庁舎内で行われます。保守業務に当たっては、アクセスログの管理監視による不正アクセス対策など、セキュリティ対策を実施してまいります。また、不具合等が発生し、委託事業者が直接障害対応する場合は、遠隔地からのシステム接続を禁じ、庁舎内にて行われます。その他につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、件名「歯科健康診査に係る帳票作成等業務の委託について」になります。資料35-2を併せてご覧いただければと思います。

登録業務の名称は「歯科健康診査」です。委託先は現在未定でございまして、見積り競争により委託先を決定してまいります。プライバシーマークまたはISMS（情報セキュリティマネジメント）取得事業者に委託をしております。

委託に伴い事業者処理させる情報項目は、本事業の対象者に係る情報項目といたしまして、受診番号、郵便番号、住所、氏名、生年月日、性別、自己負担金額、免除の有無になります。

処理させる情報項目の記録媒体は、電磁的媒体です。

委託理由でございます。現行は、情報の作成及び封入封緘業務は事業者へ委託し、受診票への個人情報の印字業務を区が行っているところでございます。しなしながら、印字後の帳票の保管管理や引き抜き作業などが発生しており、事務が繁雑になっているため、今後は帳票作成、印字及び封入封緘までの業務を一体的に事業者へ委託することで事務の効率化を図ってまいります。

委託の内容です。1としまして帳票の作成、2としまして受診票への印字出力処理業務、また、3としまして帳票の封入封緘業務でございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策といたしまして、暗号化された個人情報データとパスワード通知書はそれぞれ別の鍵付きキャビネットで保管します。暗号化された個人情報データとパスワード通知書の受け渡しは、区職員がそれぞれ別の日に手渡し、または郵送により行います。その他、記載のとおりでございます。

システム上の対策につきましては、印刷用の個人情報データは共通鍵暗号方式により暗号化してまいります。ほか、記載のとおりです。

運用上の対策につきましては、特に印刷ログ（印刷元コンピュータ名、印刷日時、印刷ファイル名、印刷先プリンタ名）の記録及び管理を徹底させ、区に提出させてまいります。指定枚数以上印刷した場合は、その理由を報告させます。その他、記載のとおりです。

システム上の対策といたしましては、委託先の作業コンピュータに個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させてまいります。また、ログ監視ソフトなどにより本業務の各対象パソコンのログを収集させ、管理させることにより、情報漏洩などの事故防止対策を徹底してまいります。

以上でございます。

【会 長】資料35-3と4ですが、項目欄に右上何番とか、左下とかあるのは何ですか。

【地域医療・歯科保健担当副参事】すみません。右上8とか7というのが歯の番号でございます。真ん中から1番、2番、3番と名前がついております。その状況を、それぞれむし歯があれば、Cなど、そういうことが入ってまいります。

【会 長】歯の健診結果が書き込まれるということですね。

【地域医療・歯科保健担当副参事】そうです。

【会 長】分かりました。

それでは、事務局からセキュリティアドバイザーの意見を報告してください。

【区政情報課長】アドバイザー意見一覧、最後のところをご覧ください。アドバイザーからは、対策は十分にとられているとのことでした。担当課としましては、先ほど担当課長が申し上げましたが、改修時の実データを使用した検証作業は区が行うなど、保護対策を徹底してまいりますと回答をいただいています。

以上です。

【会 長】それでは、ご質問かご意見ありましたら、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】先ほどの会長の質問に関連するのですが、資料35-4でBOPとかPDとか

の、用語の意味を教えてください。

【地域医療・歯科保健担当副参事】専門用語となりますが、BOPとは歯茎からの出血になります。出血があるとか、該当する出血のある歯はないか、そういった記録が入ってまいります。

それからPDが歯周ポケットで、健全とか、ポケットが何ミリメートル以上、何ミリメートル未満など、1とか2などのコードをつけてまいります。

【会長】よろしいですか。

ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

それでは、諮問事項については処理・開発、報告事項は、改修業務委託と、それから帳票作成等業務の2件の委託ですが、諮問事項については承認、報告事項2件については了承ということによろしゅうございますか。

本件については承認、了承とさせていただきます。

【区政情報課長】ありがとうございました。

【会長】次は、資料36、「マンション管理状況届出制度に係る調査業務の委託について」であります。それでは説明をお願いします。

【住宅課長】住宅課長です。よろしく願いいたします。

マンション管理状況届出制度に係る調査業務の委託について、ご説明をさせていただきます。初めに本案件に使います資料の確認です。資料36「届出制度に係る調査業務の委託について」、それから資料36-1、A4横の片面で、届出制度における個人情報の流れでございます。また、参考資料36-1、A4縦両面の届出書、それから参考資料36-2、A4縦片面の責任者等の報告書。参考資料36-3、A4片面、個人情報保護に関する誓約書。最後に参考資料36-4、A4横の片面で、個人情報の流れのフロー図でございます。過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料36の表紙をおめくりいただきまして、2ページ目です。事業の概要をご覧ください。初めに事業の内容でございます。昨年4月1日に都がマンションの管理不全を予防するため、東京都におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例が施行しました。昭和58年以前に建築されました分譲マンションを対象に、管理状況の届出制度が今年の4月1日から開始されました。届出の事務処理におきまして、都から事務を委嘱されまして、6月に開催されました本審議会におきまして都の開発した届出システムの活用についてご承認をいただいたところでございます。

参考までに、届出の対象となる約900件の管理組合がございますが、今日までで約299

件の組合から届出がございました。本調査業務委託は、届出のございました分譲マンションのうち、管理組合がない、あるいは総会が開かれていない、管理費あるいは修繕積立金がないといった管理不全の疑いがある分譲マンションの管理組合に対しまして、助言などの必要措置をとるための調査を行うものでございます。

2の委託の内容でございます。管理不全の疑いがあるマンション組合に対して現地の調査、それから管理組合のヒアリング等を実施の上、区へ報告書を提出するというのが今回の委託内容でございます。

予定件数は110件でございますが、現在までに、先ほどお話ししました届出299の組合のうち、不全の疑いがある組合は55件というところでございます。

続きまして、3ページ目の「別紙（業務委託）」をご覧ください。業務の名称は、「マンション管理状況届出制度に係る調査業務委託」です。

委託先は東京都マンション管理士会新宿支部でございます。

委託に伴いまして事業者処理させる情報項目でございますが、マンション管理状況届出書に記載されます管理組合の理事長様の住所、氏名、電話番号でございます。

処理させる情報項目の記録媒体は、委託先のパソコン及びCD-R等でございます。

委託理由及び委託内容は先ほどご説明したとおりでございます。

委託の開始時期につきましては、本審議会了承後、契約いたしまして、令和3年3月15日までです。

続きまして、区が行います保護対策でございます。運用上の対策といたしまして、契約において情報セキュリティポリシー、個人情報保護条例の遵守義務を明記し、特記事項を契約時に位置づけます。また、区から委託先へ個人情報を入れたCD-Rを手渡しし、受け渡し票を作成し、日時、取扱者、情報内容等の記録管理をいたします。

また、システム上の対策でございますが、CD-Rにはパスワードを設定し、委託終了時には、消去した旨の確認書などにより消去を確認いたします。

続きまして、受託者に行わせる保護対策でございます。あらかじめ受託者からは取扱いの責任者、取扱者を区へ報告させるとともに、情報媒体の保管、盗難防止対策、委託終了時のデータ処分などの処置を講じさせます。

裏面の4ページをご覧ください。システム上の対策でございますが、委託先でのデータ使用者のパスワードなどの利用認証や、ウイルス感染対策、情報漏洩対策を講じさせます。

また、次の5ページ目では、先ほど説明いたしました特記事項のひな形でございます。

続きまして、資料36-1をご覧ください。こちらのフロー図は、今回の調査業務の個人情報の流れをお示ししたもので、記載のとおりでございます。

参考36-1、これは管理組合から提出されますマンションの管理状況届出書のひな形でございます。

続きまして、参考資36-2、それから36-3につきましては、受託者、契約者が区に提出する個人情報の報告書、保護に関する誓約書のひな形でございます。

また、参考36-4は、前回の審議の際に添付いたしました届出システムの個人情報の流れを参考までにおつけいたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】ご質問かご意見ございますか。三雲委員。

【三雲委員】今回、届出を行ったマンションに関してということなのですが、届出については、管理組合の理事長が行っているわけです。実は区分所有者が行っているケースもある。区分所有者はマンションにお住みの方なので1つのマンションに複数人いらっしゃるわけですが、その届出をする区分所有者とはどういう関係になるのですか。

【会長】ご説明ください。

【住宅課長】今のところ、届出された方は管理組合の理事長様ということでございます。区分所有者の方という記載があるのは、中には管理組合がないといったところもございます。理事会もない、理事長さんもいらっしゃらない、そういった場合には、どなたか所有者の方の代表ということで届出を出していただきます。

【会長】いいですか。

【三雲委員】はい。

【会長】ほかにご質問かご意見ございますか。

ないようでしたら、本件は報告事項ですから、了承ということでよろしゅうございますか。

それでは了承ということにさせていただきます。

それでは、資料38「職員の各種健康診断業務の委託について（婦人科系健康診断及びこころの健康診断（ストレスチェック）に係る一部業務の再委託の実施）」です。それでは説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【人材育成担当課長】人材育成担当課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは私のほうから、婦人科系健康診断及びこころの健康診断、ストレスチェックに係ります一部業務の再委託についてご説明させていただきます。

本件の説明資料は、資料38、資料38-1、資料38-2、この3点でございます。

最初にお手元の資料38の2ページをお開きください。上から5つ目の項目、「事業内容」をご覧いただきたいと思います。こちらは、区が労働安全衛生法等に基づき実施してございます各種健康診断業務でございまして、これを委託により実施しようということでございます。このうち、今回業務の再委託を行いますのが、1の(1)のエにございます婦人科系健康診断と、オのこころの健康診断(ストレスチェック)でございます。その下の(2)にございます「委託している業務内容」のうち、イ、受診票等の印刷及び封入封緘と、オ、結果報告書の印刷及び封入封緘、この業務につきまして再委託を行うものでございます。

その下に概要の説明が数行にわたりございますが、大変恐縮ですが、下から9行目の記載をご覧いただきたいと思います。「元氣プラザにおける」というところでございますが、委託先でございます医療法人社団こころとからだの元氣プラザは、この業務内容イとオについてスタッフ複数名により封入封緘作業を行い、責任者が確認することで、これまでトラブルなく業務を実施してきたところでございます。しかしながら、この作業は手作業で行われておりまして、作業の効率化がこれまで課題となっておりました。こうしたことから、作業の効率化とより一層の安全確保を図るために、機械により封入封緘等の専門的な設備とノウハウを有します共同印刷株式会社へ再委託を行うことで、より迅速に、また、一層の安全確保をし、事業を実施することといたしました。なお、この共同印刷は、プライバシーマークを取得してございます。

「対象者数」でございますが、婦人科系健康診断が1,150名、ストレスチェックが3,400名となっております。

次に、個人情報の流れと再委託先が行う業務についてご説明させていただきます。資料38-1と38-2をご覧いただきたいと思います。まず38-1の婦人科系健康診断につきましては、ここにございます⑥から⑨でございます。それと⑮から⑰の分。資料38-2のこころの健康診断につきましては、⑤から⑦及び⑱から㉑の分につきまして再委託を行うものでございます。

資料38-1の⑥から⑨につきましては、委託先であります元氣プラザが予約日を含む対象者のデータを再委託先の共同印刷へ送信し、共同印刷がこれを受診票に印刷し、封入封緘するものでございます。また、⑮から⑰につきましては、委託先の元氣プラザで作成しました個人の健診の結果データを共同印刷へ送信し、個人の結果報告書を印刷し、これを封入封緘するものでございます。資料38-2につきましても同様の流れとなっております。

資料38の3ページにお戻りいただきたいと思います。こちらが婦人科系の健康診断に係ります一部業務の再委託についてでございますが、上からまず4つ目のボックスをご覧くださいと思います。今回、共同印刷に処理させる情報項目がございます。職員の氏名、職員番号、生年月日、性別、所属部署のコード、所属名、受診予約日、健康診断で取得した検査の所見・結果・判定となっております。

その一番下でございますのは運用上の対策でございますが、記載のとおりとなっております。

続きまして、4ページをご覧くださいと思います。こちらは共同印刷に行かせます情報保護対策でございます。こちらにつきましては、この項目の下のほうでございます「システム上の対策」というところをご覧くださいと思います。特にここでご説明させていただきたいのは、まず1点目でございますが、作業コンピュータは、ウイルス感染等がないよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイル等を適用させるということ、さらに2点目に、業務を行う情報保護システムを取り扱うことができる者を特定しまして、ID、パスワード等により作業コンピュータの利用認証を行わせるということです。

そして、ちょっと飛びますけれども、5番でございますが、委託先から再委託先へ個人情報を送信する場合には、通信の機密性を確保するために、データの暗号化、操作ログの自動管理、アクセス制御など、高度なセキュリティを備えたファイル転送ツール、これはHULFTでございますが、HULFTを使用させて行わせるというものでございます。

6ページにつきましては、ストレスチェックに係る一部業務の再委託についてでございます。内容は先ほどご説明しました婦人科系健康診断と同じでございますが、このページの上から4つ目のボックスでございます。こちらがストレスチェックに係る再委託に伴い共同印刷のほうに処理させます情報項目です。先ほどの婦人科系健康診断の情報項目と異なりまして、受診予約日がなく、健診結果に代わりましてストレスチェックの結果・判定がございます。それ以外につきましては、先ほどの婦人科系健康診断と同じ項目となっております。

説明は以上でございます。

【会長】資料38-1、2を見ると、真ん中の委託先の元氣プラザは、空箱みたいな感じなのですが、委託先も入れる必要があるのですか。

【区政情報課長】こちらは、様式で再委託の調査票になっておりますが、区と契約をしている委託先が別になっているものですから、通常入れさせていただいております。この調査のメインは再委託先の事業者となります。

【会 長】ここでは直接委託か再委託かの問題なので、これは再委託である案件であるというふうに理解している。問題は、個人情報の関係者が少ないという意味で、再委託をなるべく避けたい。そういう意味で、この図でいくと、委託先を除いて、共同印刷に直接委託はできないのですかという質問です。

【人材育成担当課長】あくまでも健康診断を行っているところがこの元氣プラザでございます。元氣プラザは、先ほど申し上げましたが、印刷ですとか健診の結果を印刷しまして封入封緘してございましたが、どうしても量が多く、作業効率ですとか安全性に問題があり、このような形をとらせていただいているところでございます。

【会 長】だから、元氣プラザを外せばいいのではないのと聞いているのです。元氣プラザが処理する能力を超えているとおっしゃるのだから、共同印刷、大きな処理能力のあるところへ直接頼めばいいでしょうという質問です。それは駄目なのですか。

【人材育成担当課長】共同印刷は、そういった健康診断のノウハウを持ってございません。あくまでも健康診断を行う元氣プラザがそういった健診をして、その結果を私たちのほうにお返しいただくというような形をとらせていただくこととなります。

【会 長】健康診断は今までどおり元氣プラザでやるということですか。

【人材育成担当課長】はい。そうでございます。

【会 長】ほかに質問かご意見ございますか。

これも報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということにします。

それでは、次に資料39「特定健康審査・がん検診未受診者に対する受診勧奨事業及び勧奨効果等分析業務の委託について（委託内容の変更及び再委託の実施）」です。それでは説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【健康づくり課長】健康づくり課長です。よろしくお願いたします。

特定健康診査・がん検診未受診者に対する受診勧奨事業及び勧奨効果等分析業務の委託につきまして、今回は、委託内容の変更と再委託の実施についてご説明申し上げます。

資料につきましては、資料39、資料39-1、A4横長でございます。また、参考資料として参考39-1、こちらもA4横、横書きのものでございます。以上でございます。

では、ご説明に移ってよろしいでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【健康づくり課長】まず、資料39の2ページをご覧くださいませでしょうか。上から5段落

目の「事業内容」でございます。区が法に基づき実施しております特定健康診査の受診率向上のために、これまで、本審議会のご了承をいただいた上で、未受診者を対象に通知による勧奨や、電話による勧奨などを行ってまいりました。今回、2番の「本審議会への付議内容」のところでございますが、それぞれの勧奨方法別に分かれていた委託先を一体化して、受託業者を設定したいということです。それに際しまして、スケジュール管理等、全体統括業務を委託内容に新たに加えて、それぞれの勧奨方法別の業務を連動させることで、タイミングを合わせた勧奨により受診率の向上を図りたいということが目的でございます。

また、(2)のところですが、受託可能性のある事業者について調査をいたしましたところ、様々な勧奨業務の一部を専門性のある再委託先に担わせるという場合が可能性として大きいということが把握できたことから、勧奨業務の一部を再委託で実施可能としたいということでございます。

次に、資料39-1に移りまして、改めて今回の変更点についてご説明申し上げたいと思います。こちらは本事業に係る業務の委託・再委託の範囲を表にしたものでございます。青色部分に黒い文字で記載しておりますA、B、Cの対象者への通知、電話、訪問といった勧奨方法については、これまでと同様でございます。今回の変更点は、委託先が赤い枠で囲みました業務全体を一体で管理すること、それに加えて、委託先が緑の枠で囲っています業務の一部を再委託することを可能とするという2点でございます。

次に、参考39-1をご覧くださいませでしょうか。本事業における業務の流れをご説明申し上げます。39-1の左側の赤い枠が新宿区の業務でございます。特定健診の受診者につきましては、区が未受診者データを抽出いたします。これが①の部分でございます。抽出する情報項目につきましては、従前ご審議いただいたところから変更はございません。これを基に区は再委託先、委託先に情報を提供いたします。それが②でございます。このデータを基に、通知、はがきの作成、宛名印字等を行いまして区に納品するという形でございます。また、電話勧奨につきましては、委託先の全体統括、スケジュール管理の下で、勧奨効果の高いタイミングで区民の方々に電話をかけるということでございます。また、最終的には、委託先が一括的に勧奨結果を効果分析しまして、区に次年度に向けた助言等を行うという流れになっております。

恐れ入りますが、資料39にお戻りいただけますでしょうか。3ページ目に沿ってご説明をさし上げたいと思います。3ページ目の3段落目、「委託先」でございます。委託先につきましては、公募型のプロポーザルで新年度に選定をしたいと思っております。

4段落目、5段落目の情報項目、記録媒体等につきましては、これまでと同様でございます。

その下の「委託理由」、「委託内容」につきましては、冒頭にご説明申し上げたとおりでございます。

一番下の欄の「委託にあたり区が行う情報保護対策」、また、次ページにかかって書いております「受託事業者に行わせる情報保護対策」についてですが、契約に際しまして特記事項を付しまして、区のセキュリティポリシー、条例を引き続き遵守させるという形で行ってまいります。また、提供しました個人情報のデータは、最終的に区に返却をさせる、また、消去させるというような形で管理体制を徹底いたします。

また、この委託先並びに次ページ、5ページ目からあります再委託先、双方同様でございますが、情報につきましては、アクセス制限、入退室管理などの万全の対策を講じさせます。また、委託先から再委託先に情報管理の指導を徹底させるとともに、区からも委託先、再委託先、両方の管理状況の確認を行うことを考えてございます。

ご説明は以上でございます。

【会 長】ご質問かご意見ございますか。三雲委員。

【三雲委員】全体を統括するということですが、対象の方がA、B、Cに分かれていて、そこを全体統括するのですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】全体を統括するというのは、対象者を統括するというよりも、例えばはがきを送り、送った後の適切なタイミングで電話番号を把握している方については電話で勧奨をさせていただく。そういったタイミングを計るということの全体統括という意味でございます。そのタイミングがいいことによって受診率向上の効果があるということが分かっています。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】分かりました。従前の委託先ということがあると思うのですが、それらのうちのいずれかが今回全体統括者になると思うのです。第三の業者がやっていて、そのことで、従前の委託先が再委託になる場合もあるのですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】今回は公募型のプロポーザルで行いますので、最終的にはプロポーザルの結果になると思います。ただ、これまで担ってきた事業者についても、全体統括と受診勧奨業務の一部、さらにその一部分を再委託先に出すことで担うということは可能であると思っています。場合によっては応募をさせていただいて、選定の対象、公募の対象にもなり得ると考えて

います。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】これまでこの事業によって個人情報の漏洩なりが発生したということについては報告されてきていないと思うのです。そういう意味では、今までの委託先というのは、安全上、保護の観点からすると信頼性が高いということが実証されている事業者であると思われます。そういった事業者を外して、また違うところを使うということは、またそこはそこで区のほうも対応しなければならなくなる。そのあたりはどのようにお考えですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】今おっしゃっていただいたように、これまで個人情報管理の点で区として不安なく事業を行ってこられたというのは、本当に大切なことであったと思います。ただ、こういった事業者であっても、個人情報の管理を徹底しているところを区としては選定をするように努めたいと思っています。区としても、しっかり受託事業者にそういった管理をさせたいと考えています。

【会 長】よろしいですか。

ほかに質問はありますか。おぐら委員。

【おぐら委員】先ほど会長もおっしゃられたように、委託先は1つのほうが、再委託しないほうが個人情報の観点から見るといいと思うのです。これが1つの委託先で全部、管理と勧奨とできるところがないという前提なのですか。それとも、できるところがあれば1社で済ませたいということなのか。その辺をお聞かせ願います。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】区として情報を得られている範囲では、全ての勧奨方法について1社で担えるというところは、ほとんど少ないという状況でございます。もちろん区が把握していない範囲でそういった事業者があつて、さらにその個人情報管理が適切であれば、選定の結果としてそういったところが受託できるという可能性は十分あると考えております。

【会 長】おぐら委員。

【おぐら委員】そうすると、1社でできるところがあれば、そこに委託する可能性もあるけれども、もし1社でかなわない場合は再委託ということをお前提に今回の案件ということによろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】ご指摘のとおりと考えております。

【会 長】 よろしいですか。

ほかにご質問かご意見ございますか。

ないようでしたら、これも報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

それでは了承ということにします。

予定の次第が終わりましたので、事務局のほうから何か連絡事項がありますか。

【区政情報課長】 どうもありがとうございました。

今回は、令和3年、年明け1月21日木曜日午後2時から予定してございます。本日ご意見をいただいて、整理をする予定になっておりますものについては、できればそこで報告したいと思っております。場所については6階の第2委員会室でございますが、また近くなりましたら、ご案内をさせていただきたいと思えます。

以上です。

【会 長】 皆様、ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。来年もどうぞよろしく願いいたします。

本日は、これもちまして閉会といたします。

午後4時05分閉会